

5 くらし

	タイトル	意見等
1	徳島県の犬の保護 が多すぎる事についての意見	<p>後藤田正純知事へ 徳島県は温暖な地域でブリーダーも多いですが 一般家庭の外飼いの犬について繁殖が多いと見受ける 他地域は酷暑で大型犬でも室内飼いが主流</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保護頭数が徳島県は保護頭数が多すぎる地域です ②捕獲保護すると行政と保護家が連携していますが頭数が多くて殺処分も ③保護家がネグレクトで多頭崩壊の事案あり ④行政の方がミルクボランティアをしている厳しい過労地域もある ⑤殺処分よりも全国的に保護譲渡へと移行し殺処分〇地域も多い ⑥犬の頭数は狂犬病の予防接種で頭数は把握しやすい ⑦保護犬の頭数を把握して下さい。遺棄される頭数、野犬の繁殖問題 ⑧外飼いの犬が多い地域は去勢避妊を義務化する事が最善策 ⑨犬の妊娠率90%で高い。生後半年から発情し1から2ヶ月で発情で多産で 保護の少ない地域では避妊去勢は当然推進 血統書つきの犬種でも避妊去勢は病気を防ぎ長生きをする為の大切な過程です 増やさない、繁殖させない 徳島県が外飼いの一般家庭に避妊と去勢の義務化推進は日本初 環境省も避妊去勢は推進しています 一部の金沢市は義務化と言っても多頭崩壊などに関してだったり 徳島県は全国初の犬の去勢避妊は日本初。全国のモデルケースにもなりますし ブリーダーにとっても有意義な結果になります 動物基金さんに相談されたら如何でしょう 大きな力になるでしょう

5 くらし

	タイトル	意見等
2	右折レーンの矢印信号について	<p>右折時の矢印信号（右折専用）について、全方向停止から直進より先に点灯させることはできないか？県や県警もご存じのとおり、徳島県の運転マナーは全国でも最低クラスであり、昨今ではマナーどころではなくルール無視も甚だしくなっており、渋滞緩和のために右折レーンを作り矢印信号を設置しても、直進車両が信号無視により何台も進んでくるため、右折レーンにいる車両がすべて右折できない（対向する直進車が完全に止まるまで、右折レーンの先頭車両が右折を開始できず、矢印信号が点灯している時間で右折できる台数が少ない）状況となっている。</p> <p>そこでタイトルのとおり、全方向が停止した状態からまず右折レーンを先に進ませることはできないか？対向する直進車両は停止している状態からなので、スムーズに右折が可能になると思われる。確かに北島町の県道にそのような信号があると記憶している。</p> <p>採用について前向きにご検討願いたい。できないのであれば、信号無視の取り締まりを強化してほしい（人手不足や働き方改革で取り締まりを強化できないのであれば、信号機にカメラを設置して映像を撮影し、AIで解析すれば信号無視の常習者はすぐに検挙できるし、それにより違反者は激減すると考えられるがどうでしょうか？）歩車分離式信号機も導入当初は戸惑い（発進を始める車）があったが、慣れれば信号を無視して発進する車両はなくなった。できないことはないと考えます。</p>

5 くらし

	タイトル	意見等
3	自転車の交通違反に対して「青切符」制度が導入される前に、道路環境の整備と交通ルールの十分な周知が必要ですか？	<p>2026年4月1日から、自転車運転者に対する反則金制度（青切符）が施行される予定で、16歳以上を対象に113種類の違反行為に対して、3,000～12,000円の反則金が科せられ、主な違反行為として「ながら運転」（12,000円）、「信号無視」（6,000円）、「歩道通行」（6,000円）、「一時停止無視」（5,000円）など、となっている。</p> <p>これに関して徳島県の自転車道や自転車通行可の歩道の整備状況、および高校生（16歳以上）を始めとする自転車に乗る県民に対して自転車運転における交通ルールの周知は十分であろうか？</p> <p>まず、道路環境の整備として、自転車通行可の歩道の色分けや表示のわかりにくさや、横断歩道横の自転車通行帯をなくすなどにより自転車の通行区分が不明確であったり、近年県道150号線の佐古駅西側から県道30号（田宮街道）まで、徳島市道においては富田橋通り線（幸町1丁目～南二軒屋町一丁目）他、数か所の市道（車道）に自転車専用レーンとして水色の路面標示が施工されているが、その一部では舗装を修繕することなく凹凸の多い路面上に施工しており、明らかに自転車が走りにくい所が多々存在するうえ、通行区分の十分な周知がなされていないため、通行する自転車は私が見る限りはほんのわずかな台数となっているように思う。さらに、自転車専用レーンを施工した道路の歩道には自転車通行可の標識が残っている所も見受けられる。</p> <p>これらの施策は「自転車ネットワーク路線の整備」として、徳島市のHPに掲載はされているようですが、どれだけの人がこの情報を知っているのか疑問に思われます。（知っていれば自転車専用レーンを走りますよね）行政はいったい何をどうしたいのか？ほとんどの人が歩道を自転車で走っている現状では、自転車通行可の標識ではなく、通行できない歩道に自転車通行不可の標識を設置するのが合理的だと思いますがいかがでしょうか？</p> <p>（全国で統一されているからできないではなく、本当に歩行者の安全を確保するなら、わかりやすい標識を設置すべきと思います）</p> <p>次に、多くの自転車運転者が歩道を走っているが、そこが自転車通行可の歩道かどうかを知っている人がどれくらいいるだろうか？二輪や自動車の運転免許を持たない学生に対して、自転車通行可の標識の意味など、交通ルールの教育や指導は各種教育機関で十分に実施できているのでしょうか？</p>